【印影印刷に係る留意事項】

印影の印刷について、下記の事項を遵守しなければならない。

　　　・印影の印刷は、原寸大とし、拡大又は縮小して印刷しないこと。

　　　・総印刷数、納品数、印刷の過程で生じた不要印刷物の枚数（不要印刷物を廃棄した場合、廃棄方法を含む）を報告し、印刷物の管理を徹底すること。

　　　・印影に係る電子データは確実に消去し、消去日と実施者を報告すること。

　　　・県が貸与する押印紙は、印刷物の納品と同時に返却すること。